

変更前	変更後	説明
<p>名称 <u>みよし市子ども基本条例</u></p> <p>前文 <del>みよし市で育ったみよしっ子は、私たちのまち「みよし」を未来へと伝え、先大から受け継いできた文化や伝統を次世代に引き継ぎ、美しい自然を守り、地域の活力を高めてくれる宝です。</del>                      子どもは、一人一人が様々な個性や能力、大いなる可能性を持ったかけがえのない存在です。子どもはいろいろな経験を重ね、多様な人々と関わる中で、豊かな人間性を育み、自分を大切にする心や他者を尊重する心、社会性を養い、成長していきます。                      未来を担う子どもが安心して、心身ともに健やかに成長するために、全ての子どもが大人と同様に権利の主体として尊重されることが大切です。                      みよし市は、子どもが子どもの権利について知り、意見を持ち、意見を言うことができ、社会に参画し、夢を持って生きていくことができるよう、子どもと対話をしながら一緒に考えていく社会を形成していきます。                      子どもに関わるすべての人が連携、協働しながら、子どもの権利を守り、健やかな成長を支え、子どもの笑顔が<u>輝き、ずっと住みたいと思ってもらえるまちを目指し</u>、この条例を制定します。</p>	<p>名称 <u>みよし市子どもの権利条例</u></p> <p>前文                      子どもは、一人一人が様々な個性や能力、大いなる可能性を持ったかけがえのない存在です。子どもはいろいろな経験を重ね、多様な人々と関わる中で、豊かな人間性を育み、自分を大切にする心や他者を尊重する心、社会性を養い、成長していきます。  <u>しかし、いじめや虐待、貧困問題など、子どもを取り巻く状況は深刻な問題を抱え、また核家族化や地域コミュニティの希薄化などにより、保護者の子育ての負担感、孤立感は増大しています。これらの問題が、子どもが持つかけがえのない権利を侵害し、健やかな成長を阻害する要因となっています。このような状況に対処するには、全ての市民が連携、協働しながら、子どもが大人と同様に権利の主体であることを理解し、その権利を守る取り組みを進めることが大切です。</u>  <u>そのうえで、</u>未来を担う子どもが安心して、心身ともに健やかに成長するために、全ての子どもが大人と同様に権利の主体として尊重されることが大切です。                      みよし市は、子どもが子どもの権利について知り、意見を持ち、意見を言うことができ、社会に参画し、夢を持って生きていくことができるよう、子どもと対話をしながら一緒に考えていく社会を形成していきます。                      子どもに関わるすべての人が連携、協働しながら、子どもの権利を守り、健やかな成長を支え、子どもの笑顔が<u>輝き続けられるよう</u>、この条例を制定します。</p>	<p>・名称の変更</p> <p>・文言の追加、修正</p>
<p>(目的) 第1条 この条例は、子どもの権利と、子ども、子どもに関わる人たちや市の役割を明らかにするとともに、<u>子ども・子育てに関する市の基本となる取り組み事項</u>を定めることにより、子どもの権利を守り、みよし市全体で子どもの成長を支えるまちづくりを実現することを目的とします。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、子どもの権利と子どもに関わる人たちや市の<u>子どもの権利を守るための役割を明らかにするとともに、子どもの最善の利益を守るために取り組むべき事項</u>を定め、子どもの権利を守り、みよし市全体で子どもの成長を支えるまちづくりを実現することを目的とします。</p>	<p>・文言の修正</p>
<p>(言葉の意味) 第2条 この条例で使う言葉の意味は、次のとおりとします。                      (1) 子ども 市内に在住し、在学し、又は在勤する18歳未満のすべての人とこれらの人と同等に扱うことが適当と認められる人をいいます。                      (2) 保護者 親や親に代わり子どもを養育する人をいいます。                      (3) 地域住民 市内に住む人、市内で働いたり、学んだりする人、市内で活動する人や団体をいいます。                      (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人、法人、その他団体をいいます。                      (5) 学び・育ちの施設 学校、保育所、幼稚園、認定子ども園その他の子どもが学び、育つための施設をいいます。</p>	<p>(言葉の意味) 第2条 【変更なし】                      (1) 【変更なし】                      (2) 【変更なし】                      (3) 【変更なし】                      (4) 【変更なし】                      (5) 【変更なし】</p>	

<p>(こどもの権利)</p> <p>第3条 こどもは生まれながらにして、大人と同じように一人の人間としての権利の主体です。全てのこどもが自分らしく将来に夢をもって生きられるよう、以下に掲げる権利をはじめとしたこどもの権利が尊重され、擁護されなければなりません。</p> <p>(1) 健やかに生きる権利 命が守られるだけでなく、安全で安心な環境のもとで、持って生まれた能力を十分に伸ばせるよう、医療や教育及び生活の支援を受けることができる権利</p> <p>(2) のびのびと育つ権利 遊びや学び、また文化、芸術、スポーツ等の豊かな経験を通して成長するとともに、個人の個性や特性が理解され尊重される権利</p> <p>(3) 安心して守られる権利 暴力、虐待、いじめ、差別、プライバシーの侵害、有害な情報など安全安心を妨げるものから守られ、また気軽に相談でき、必要な支援を受けることができる権利</p> <p>(4) 自由に参加する権利 自分の意見を表明できる機会が設けられるだけでなく、自分の意見が尊重されるとともに、仲間を作り集まることができる権利</p>	<p>(こどもの権利)</p> <p>第3条 【変更なし】</p> <p>(1) 命が守られるだけでなく、安全で安心な環境のもとで、持って生まれた能力や身に付けた能力を十分に伸ばせるよう、医療や教育及び生活の支援を受けることができる権利</p> <p>(2) 【変更なし】</p> <p>(3) 安心して守られる権利 暴力、虐待、いじめ、差別、プライバシーの侵害、有害な情報、<u>学び・育ちの施設における身体的、心理的暴力</u>など安全安心を妨げるものから守られ、また気軽に相談でき、必要な支援を受けることができる権利</p> <p>(4) 【変更なし】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言の追加</li> <li>・ (1)はこどもパブコメの意見</li> </ul>
<p>(こどもの役割)</p> <p>第4条 こどもは社会の一員として、年齢及び発達段階に応じて、豊かな人間性と社会性を身に付けるとともに、自分の権利について知り、あわせて他の人の権利を認め尊重する<u>よう努める</u>ものとします。</p>	<p>(こどもの役割)</p> <p>第4条 こどもは社会の一員として、年齢及び発達段階に応じて、豊かな人間性と社会性を身に付けるとともに、自分の権利について知り、あわせて他の人の権利を認め尊重するものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言の削除</li> </ul>
<p>(保護者の役割)</p> <p>第5条 保護者は、<u>こどもの健やかな成長に対して最も大きな責任があることを自覚し</u>、こどもと向き合い、寄り添い、応援し、深い愛情をもってこどもを守り育てるものとします。</p> <p>2 こどもにとって成長の基盤は家庭であり、こどもが幸せを感じるとともに豊かな人間性と社会性を身に付けるための家庭環境をつくるものとします。</p>	<p>(保護者の責務)</p> <p>第5条 保護者は、<u>子育てについて第一義的に責任があり、こどもの権利を尊重しながら</u>こどもと向き合い、寄り添い、応援し、深い愛情をもってこどもを守り育てるものとします。</p> <p>2 【削除】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言の修正</li> </ul>
<p>(地域住民の役割)</p> <p>第6条 地域住民は、<u>こどもの健やかな成長は、家庭だけではなく地域社会全体で支えるものと認識し、それぞれの立場でこどもの成長を見守り、こども・子育ての支援に関する</u>様々な取り組みに協力するよう努めます。</p>	<p>(地域住民の役割)</p> <p>第6条 地域住民は、<u>こどもを地域の一員として認め、こどもの権利を守るとともに、市や事業者、学び・育ちの施設が行う、こどもの権利保障に関する</u>様々な取り組みに協力するよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言の修正</li> </ul>
<p>(事業者の役割)</p> <p>第7条 <del>事業者は、仕事と生活の両立をはじめとする、保護者が子育てしやすい環境づくりに努めます。</del></p> <p>2 事業者は地域の一員として、市や地域住民、学び・育ちの施設などと連携し、<u>こ</u></p>	<p>(事業者の役割)</p> <p>第7条 事業者は、地域の一員として、市や地域住民、学び・育ちの施設などと連携し、<u>こどもの権利保障に関する</u>様々な取り組みに協力するよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1項を削除し、第2項の内容を第1項とする</li> </ul>

<p><u>も・子育ての支援に関する</u>様々な取り組みに協力するよう努めます。</p>		
<p>(学び・育ちの施設の<u>役割</u>)  第8条 学び・育ちの施設は、こどもの健やかな育ちにとって重要な役割を果たす場であることを認識し、こども一人一人の自立性、主体性、個性を尊重し、こどもが成長段階に応じて、自ら学び、健やかに育ち、社会の中で生きていける力を身に付けることができるように支援します。  2 施設におけるこどもの安全を確保し、こどもが安心して過ごすことができる場にするとともに、こどもが抱える問題に早期に気づき、必要な支援を行うこととします。</p>	<p>(学び・育ちの施設の<u>責務</u>)  第8条 学び・育ちの施設は、こどもの健やかな育ちにとって重要な役割を果たす場であることを認識し、<u>施設における身体的、心理的暴力を防止するとともに</u>、こども一人一人の自立性、主体性、個性を尊重し、こどもが成長段階に応じて自ら学び、健やかに育ち、社会の中で生きていける力を身に付けることができるように支援します。  2 【変更なし】</p>	<p>・文言の追加(パプコメの意見)</p>
<p>(市の<u>役割</u>)  第9条 市は、<u>こどもまんなか社会の実現に向け基本となる計画を策定し、こども・子育てへの支援が円滑に実施できるよう</u>、次章に掲げる取り組みその他必要な取り組みを計画的に行います。  <del>2 市は、子育て中の保護者を支援するため、特別な支援や配慮、社会的養育を必要とするこどもへの施策、多様な子育てと働き方のための環境の整備、専門的な相談や情報提供など、多面的な支援に努めるものとします。</del>  3 市は、<u>こどもに関する施策</u>を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。</p>	<p>(市の<u>責務</u>)  第9条 市は、<u>こどもの権利を保障し、みよし市全体でこどもの成長を支えるまちづくりの実現に向け</u>、次章に掲げる取り組みその他必要な取り組みを計画的に行います。  2 市は、<u>こどもの権利保障に関する取り組み</u>を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講じます。</p>	<p>・第2項を削除し、新たに設ける第11条第1項とする。</p>
<p>(連携体制の構築)  第10条 市は、保護者、地域住民、事業者及び学び・育ちの施設の連携・協力を促し、それぞれの役割を果たすことができる体制の構築に努めます。</p>	<p>(連携体制の構築)  第10条 【変更なし】</p>	
<p><del>(切れ目のない子育て支援)</del>  第11条 市は、誰もが安心してこどもを生き育てることができるよう、結婚、妊娠、出産及び子育てにおける様々な段階において、状況に応じ必要とする切れ目のない支</p>	<p><u>(多面的な支援)</u>  第11条 市は、<u>特別な支援や配慮、社会的養育を必要とするこどもへの施策、多様な子育てと働き方のための環境の整備、専門的な相談や情報提供など、多面的な支援を</u>します。  2 市は、<u>こどもが安心して過ごすことができ、こどもの健やかな育ちを育む市民活動を支援</u>します。  3 市は、<u>安心してこどもを生き育てられる環境がこどもの権利保障に資することを鑑み、誰もが安心してこどもを生き育てることができるよう、結婚、妊娠、出産及び子育てにおける様々な段階において、切れ目のない支援を</u>します。</p>	<p>・第1項は第9条第2項から  ・第2項は新たに設ける  ・第3項は第11条から</p>
<p><del>(切れ目のない子育て支援)</del>  第11条 市は、誰もが安心してこどもを生き育てることができるよう、結婚、妊娠、出産及び子育てにおける様々な段階において、状況に応じ必要とする切れ目のない支</p>		<p>・新たに設ける第11条第3項へ</p>

<p><del>援に努めます。</del></p>		
<p>(安全、安心な環境づくり) 第12条 市は、犯罪、事故、災害及び子どもを取り巻く有害又は危険な環境から子どもを守り、子どもが健やかに育つための安全で安心な環境づくりに努めます。</p>	<p>(安全、安心な環境づくり) 第12条 【変更なし】</p>	
<p>(虐待やいじめへの対応) 第13条 <u>市や学び・育ちの施設、地域住民は</u>、子どもが虐待やいじめなどを受けないよう、予防や早期発見に努めます。 2 <u>市や学び・育ちの施設</u>は、子どもが虐待やいじめにあったときは、子どもを守るために関係機関と協力して適切に対応します。</p>	<p>(虐待やいじめへの対応) 第13条 <u>市は、学び・育ちの施設、地域住民と連携して</u>、子どもが虐待やいじめなどを受けないよう、予防や早期発見に努めます。 2 <u>市</u>は、子どもが虐待やいじめにあったときは、子どもを守るために関係機関と協力して適切に対応します。</p>	<p>・文言の修正</p>
<p>(こどもの居場所) 第14条 市は、こどもの多様な要望を踏まえ、子どもが安心して、遊びや活動を通じて自分らしく過ごすことができる居場所の充実に努めます。</p>	<p>(こどもの居場所) 第14条 【変更なし】</p>	
<p>(こどもの貧困対策) 第15条 市は、家庭の経済状況に因らず、子どもが夢や希望を持って成長できるよう、こどもの貧困対策に取り組みます。</p>	<p>(こどもの貧困対策) 第15条 【変更なし】</p>	
<p>(不登校の子どもなどへの支援) 第16条 市は、<u>特別な支援が必要な子ども、外国人の子ども、学校に通うのが困難な子ども</u>が自分の意志で学びたいことを、自身にあった多様な方法から選択し、学べる環境の整備に努めるとともに、学びを継続するための必要な支援をします。</p>	<p>(不登校などの子どもへの支援) 第16条 市は、<u>学校に通うのが困難な子ども、特別な支援が必要な子ども、外国人の子どもが</u>、自分の意志で学びたいことを、自身にあった多様な方法から選択し学べる環境の整備に努めるとともに、学びを継続するための必要な支援をします。</p>	<p>・文言の修正</p>
<p>(こどもの意見表明) 第17条 市は、<u>子どもが社会の一員として、自らの生活や活動に関わる様々な場面で、年齢や発達に応じて意見を表明し、適切に反映される環境の整備に努めます。</u> 2 市は前項に基づいて、小学生、中学生、高校生その他の子どもによる、みよし市子ども会議を開催します。 <del>3 市は、年齢や発達、疾病等の理由により、意見を表明することが困難な子の意見をくみ取るよう努めます。</del></p>	<p>(こどもの意見表明) 第17条 <u>市は、子どもが意見を表明できるよう環境整備に努めるとともに、その意見等を尊重し、市の施策に反映できるよう努めます。</u> 2 市は、前項に基づいて、みよし市子ども会議を開催します。</p>	<p>・第3項は、第1項に含まれるものとし、削除</p>
<p>(多様性の尊重) 第18条 市は、子どもが人種、国籍、性、宗教、障がい等を理由とした偏見や差別等を受けないよう、その多様性を尊重し、理解を広めるよう努めるものとし、</p>	<p>(多様性の尊重) 第18条 【変更なし】</p>	

<p>(普及啓発)</p> <p>第19条 市は、この条例の内容やこどもの権利の大切さについて、<u>子ども自身</u>が関心を持ち理解を深めるよう、年齢に応じた分かりやすい広報及び啓発に努めます。</p>	<p>(普及啓発)</p> <p>第19条 市は、この条例の内容やこどもの権利の大切さについて、<u>全ての市民</u>が関心を持ち理解を深めるよう、年齢に応じた分かりやすい広報及び啓発に努めます。</p>	<p>・ 文言の修正</p>
<p>(こどもの権利擁護委員会の設置)</p> <p>第20条 市は、権利侵害を受けたこどもを適切かつ速やかに救済するため、こどもの権利擁護委員会(以下「擁護委員会」という。)を置きます。</p> <p>2 擁護委員会の委員(以下「擁護委員」という。)は、3人以内とします。</p> <p>3 擁護委員は、人格が優れ、こどもの権利について見識のある者のうちから市長が委嘱します。</p> <p>4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任を妨げません。</p>	<p>(こどもの権利擁護委員会の設置)</p> <p>第20条 【変更なし】</p> <p>2 【変更なし】</p> <p>3 【変更なし】</p> <p>4 【変更なし】</p>	
<p>(擁護委員会の職務)</p> <p>第21条 擁護委員会は、こどもの権利侵害についての相談を受け、及び救済の申立てを受けた場合は、<del>必要に応じて</del>事実の調査及び調整をするものとします。</p> <p>2 擁護委員会は、前項の調査及び調整の結果、<del>必要と認めるときは、</del>こどもの権利を侵害した者に対し、是正措置を講ずるよう勧告すること又は制度の改善を要請すること(以下「勧告又は要請」という。)を行うものとします。</p> <p>3 擁護委員会は、勧告又は要請を行った者に対し、是正措置又は制度の改善の状況の報告を求めることができます。</p> <p>4 擁護委員会は、前項の報告を受け、その内容を救済の申立てをした者に伝えることができます。</p>	<p>(擁護委員会の職務)</p> <p>第21条 擁護委員会は、こどもの権利侵害についての相談を受け、及び救済の申立てを受けた場合は、事実の調査及び調整をするものとします。</p> <p>2 擁護委員会は、前項の調査及び調整の結果、こどもの権利を侵害した者に対し、是正措置を講ずるよう勧告すること又は制度の改善を要請すること(以下「勧告又は要請」という。)を行うものとします。</p> <p>3 【変更なし】</p> <p>4 【変更なし】</p>	<p>・ 文言の削除</p>
<p>(擁護委員会への協力)</p> <p>第22条 市及び学び・育ちの施設は、前条に規定する擁護委員会の職務に協力するものとします。</p> <p>2 保護者及び地域住民は、前条に規定する擁護委員会の職務に協力するよう努めるものとします。</p>	<p>(擁護委員会への協力)</p> <p>第22条 【変更なし】</p> <p>2 【変更なし】</p>	
<p>(勧告又は要請への対応)</p> <p>第23条 市は、擁護委員会から勧告又は要請を受けたときは、その対応状況を擁護委員会に報告しなければなりません。</p>	<p>(勧告又は要請への対応)</p> <p>第23条 【変更なし】</p>	
<p>(委任)</p> <p>第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定めます。</p>	<p>(委任)</p> <p>第24条 【変更なし】</p>	

<p>附則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行します。</p>	<p>附則 (施行期日) 1 【変更なし】</p>					
<p>(みよし市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正) 2 みよし市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給に関する条例(昭和31年三好村条例第11号)の一部を次のように改正する。 別表こども未来会議委員の項の次に次の1項を加える。</p> <table border="1" data-bbox="261 619 1240 709"> <tr> <td data-bbox="261 619 736 661">こどもの権利擁護委員会委員</td> <td data-bbox="736 619 1240 661">日額 7,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="736 661 1240 709">ただし、弁護士は日額20,000円</td> </tr> </table>	こどもの権利擁護委員会委員	日額 7,000円		ただし、弁護士は日額20,000円	<p>(みよし市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正) 2 【変更なし】</p>	
こどもの権利擁護委員会委員	日額 7,000円					
	ただし、弁護士は日額20,000円					
	<p><u>(検討)</u> <u>3 市は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行状況について検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとします。</u></p>	<p>・新たに設ける</p>				